

子ども子育て支援新制度への移行に伴う 寄付行為変更に関するご案内

H30. 12. 18
大阪府教育庁私学課

(重要)以下の点について、ご留意ください。

- 国等へ確認しながら、一般的な寄付行為の変更例を参考に作成しましたので、必要に応じて参考にしてください。
- 国から寄付行為の変更にあたっては、私立学校法の規定を踏まえつつ、さらに、学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮し、画一的に取り扱うことのないよう留意するよう言われています。このため、必ずしも本記載例どおりの変更が馴染まない場合、それぞれのご事情に応じて変更をお願い致します。
- なお、国から案内あれば改めてお知らせします。
今後、国通知が出て、改めて、寄附行為の記載変更をお願いする場合がございますので、ご了承をお願いいたします。

施設類型

寄付行為

◆ 幼保連携型認定こども園

変更手続きが必要です。

※平成31年1月31日(木)までに私学課あて必要書類をご提出願います。

◆ 幼稚園型認定こども園

◆ 施設型給付の幼稚園

変更手続きは必要ございません。

寄付行為変更(例)

幼保連携型認定こども園

項目	現在の記載内容(例)	記載(例)
目的	この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い〇〇〇〇することを目的とする。	<p>【幼保連携型認定こども園のみ設置の場合】 この法人は、<u>教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、<u>学校教育及び保育を行い</u>、〇〇〇〇することを目的とする。</p> <p>※〇〇〇部分は必要に応じて記載</p> <p>【他の学校を設置している場合】 この法人は、<u>教育基本法及び学校教育法並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、<u>学校教育及び保育を行うこと</u>を目的とする。</p>
設置する学校	この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇幼稚園	この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる <u>学校</u> を設置する。 (1) <u>幼保連携型認定こども園</u> 〇〇幼稚園

寄付行為変更(例)

幼保連携型認定こども園

項目	現在の記載内容(例)	記載(例)
理事の選任	理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>幼稚園園長</u> (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人	理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園園長</u> (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人
附帯事業	この法人は、次に掲げる附帯事業を行う。 (1) 認可保育所「〇〇保育園」	(削る) ※旧認定こども園の認定をうけた幼保連携型認定こども園の連携施設を構成する保育所の認可を廃止する場合など。
その他の項目のうち、名称変更が必要な箇所(随時)	〇〇幼稚園	幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園